○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二六・六・一八**法七四**）附則八条（平成二八・一二・一七までに施行）

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七・六・二四**法四五**）附則一〇条（平成二八・六・二三施行）

別表（第七条関係）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項	（略）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	第四条第五条第二項及び第四項、第十条の二第三項、第二十七条第四項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む）、第三十一条の二第四項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む）、第三十一条の十一第一項及び第三十一条の十一第二項（第三十一条の七第二項において準用する場合を含む）並びに第七条の二の九第一項
古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の項から旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項まで	（略）
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	第三条第十一条第一項、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項及び第三項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項、第四十九条第一項及び第五十九条第一項並びに第六十一条の二の九第一項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の項から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項まで	（略）
第七条の二第一項、第十三条第二項及び第六項、第十四条の二第四項、第十六条第四項、第十七条第三項、第十八条第四項、第十八条の二第三項、第十九条の二第一項、第十九条の六、第十九条の七、第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む）、第十九条の十第二項、第十九条の十一第二項、第二十条第二項及び第四十八条第四項	第四条第六条

第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む）、第二十条第四項（第二十一条第四項及び第二十二条の三に条の二第三項（第二十二条の二において準用する場合を含む）、第二十二条第三項（第二十二条の二において準用する場合を含む）、第二十六条第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む）において準用する場合を含む）、第三十七条第一項、第三十九条第二項、第四十七条第三項及び第五項、第四十八条第九項、第四十九条第六項（第六十三条第一項において準用する場合を含む）、第五十条第一項、第五十五条第二項、第五十条第三項、第五十五条第二項、第六十一条の二第二項、第六十一条の二の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む）、第六十一条の二の七第二項並びに第六十一条の二の十二第一項

第十九条第二項、第三十条第二項、第三十八条第一項、第四十五条第二項及び第四十八条第四項

第十一条第一項